　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年6月11日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大和市健康福祉部

介護保険課長

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係るケアプランの届出に

ついて（通知）

　このことについて、平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を利用するケアプランについて、保険者への届出が必要となりました。なお、詳細については以下のとおりとなりますので、内容をご確認いただき、該当するケアプランがございましたら、期日までに提出してください。

1. 根拠

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則

第14条

（20）介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

２　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

３　届出の時期及び期日

　平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

　<例>　10月に作成したもの　→　11月末日までに届出が必要。

　※作成又は変更の内容については別紙「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係る届出書」を確認してください。

４　提出書類

　（１）「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係るケアプラン届出書」

※書式については市HPに掲載していますのでご確認ください。

（http://www.city.yamato.lg.jp/web/kaigo/kourei0023.html）

　（２）フェイスシート

　　　　アセスメントシート

居宅サービス計画書「第１表」～「第７表」の写し

　　　　※居宅サービス計画書「第１表」は利用者へ交付し署名があるもの。

　　　　※居宅介護支援経過「第５表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可。

　（３）訪問介護計画書の写し

　　　　※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

５　提出先

　　　〒242－8601大和市下鶴間１－１－１　大和市介護保険課 事業者指導係宛て

※郵送若しくは直接大和市役所へご来庁いただき、提出してください。

６　その他

　　・届出内容について、必要に応じ、電話等で問い合わせることがあります。

　　・給付実績を確認し、届出書が未提出であることが確認された場合等には、届出書の

提出を求めることがあります。

　　・ご不明な点がございましたら、市HPに本件に関するQ＆Aを掲載していますのでご

確認ください。（http://www.city.yamato.lg.jp/web/kaigo/kourei0023.html）

　事務担当：事業者指導係

　　　　　TEL 046-260-5170

FAX 046-260-5158